

別表第1 (第4条関係)

補助区分	事業区分	内容	経費区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額
実現化事業	1 新事業動向等調査事業	計画の実現化に必要な新事業動向等調査事業	謝金	委員謝金及び専門家謝金	補助率： 2分の1以内 補助限度額： 1事業者2,000千円
			旅費	委員旅費、専門家旅費及び職員旅費	
			庁費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、原稿料、雑役務費、消耗品費、調査分析外注費、翻訳料及び通訳料	
			委託費	新事業動向等調査事業費の一部を委託する経費	
	2 新商品・新技術・新役務開発事業	(1) 新商品・新技術・新役務の開発研究に関する事業 イ 新商品・新技術の商品化又は新役務のための開発設計事業 ロ 新商品・新技術の商品化のための設備の運転研究事業 (2) 新商品・新技術・新役務の企業化に関する事業 イ 新商品・新技術のための試作、改良 ロ 商品化された新商品・新技術のデザイン等の改善事業 ハ 商品化された新商品・新技術・新役務の求評事業 (3) その他計画の実現化に必要な新商品・新技術・新役務開発事業として適当と認められる事業	謝金	委員謝金及び専門家謝金	
			旅費	委員旅費、専門家旅費及び職員旅費	
			研究開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入に要する経費、産業財産権等の導入に要する経費、外注費、技術コンサルタント料及び構築物の購入等に要する経費	
			庁費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費及び雑役務費	
			委託費	研究開発事業費の一部を委託する経費	
			謝金	委員謝金及び専門家謝金	
	3 販路開拓事業	(1) 展示会の開催又は見本市への参加 国内各地等又は海外において行う販路開拓のための展示会への参加 (2) 販路開拓指導等 イ 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び指導 ロ 新商品等の販路開拓等のための広報事業 ハ 品質表示（品質保証表示等を行う事業を含む）事業 (3) その他販路開拓事業として適当と認められる事業	謝金	委員謝金及び専門家謝金	
			旅費	委員旅費、専門家旅費及び職員旅費	
			庁費	会場借料、出展小間料（小間装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料）、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、通訳料、翻訳料、会議費、資料購入費、調査研究費及びホームページ作成費	
			委託料	販路開拓事業費の一部を委託する経費	
	4 人材養成事業	(1) 計画の実施に必要な経営、技術に関する研修等であって構成員及びその後継者並びに従業員等を対象とするもの (2) その他計画の実施に必要な人材養成事業として適当と認められる事業	謝金	委員謝金、専門家謝金及び実習企業謝金	
			旅費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費及び研修旅費	
庁費			会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、教材費、消耗品費、雑役務費、原稿料及び受講料		
委託費			人材養成事業費の一部を委託する経費		

外商支援事業	1 海外展示会出展事業 2 国内展示会出展事業	1 出展を通して、広く海外の複数企業のバイヤーや購買担当者等の顧客獲得を目的とする事業 2 出展を通して、広く県外の複数企業のバイヤーや購買担当者等の顧客獲得を目的とする事業	旅費	職員旅費	1 海外展示会出展等事業 補助率：2分の1以内 補助限度額： 1 事業者 1,000 千円 2 国内展示会出展事業 補助率：補助事業者が実施した補助事業等の過去3年間の活用実績に応じて下記のとおり通減する。 ① 2分の1（活用実績無し） ② 3分の1（活用実績1年） ③ 4分の1（活用実績2年） ④ 補助対象外（活用実績3年） ※補助事業等 ① 当該補助事業 ② こうち産業基金事業（販路開拓支援事業又は見本市等出展支援事業） 補助限度額：1 事業者 300 千円 注：1及び2を併用する場合は、 補助限度額：1 事業者 1,000 千円
			庁費	会場借料、出展小間料（小間装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料）、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、通訳料及び翻訳料	
			委託費	展示会出展事業に関する経費の一部を委託する経費	